

第7回釧路交通圏タクシー特定地域協議会／議事録

2014/02/24/月/10:30-11:15

釧路運輸支局・会議室

【近藤会長】

それでは定刻となりましたので、ただいまより第7回釧路交通圏タクシー特定地域協議会を開催いたします。私は本協議会の会長でございます、釧根地区ハイヤー協会近藤でございます。よろしくお願いいたします。皆様におかれましては本日何かとお忙しいところ本協議会にご参集を頂きまして誠にありがとうございます。

さて、平成22年3月の地域計画策定からタクシー事業者各社におかれまして特定事業計画の実施に積極的に取り組んで頂き、また減車・休車といった事業再構築につきましても取り組んで参りました。しかしながら輸送需要は依然右肩下がりであることからタクシー事業の活性化に向けた取組をすすめて参りました。本日の協議会はフォローアップ協議会の第4回目という位置づけでございます。昨年11月27日にタクシー適正化活性化法が一部改正され、本年1月27日の施行と同時に釧路交通圏が準特定地域と指定されたことから、特定地域としては最後の協議会となります。後ほど事務局より特定事業計画の取組状況等についての報告があると存じますが、議員の皆様方におかれましては本日までの進捗状況をふまえ、地域計画の検証を行って頂き、今後の取組方針についてのご指導や、助言を頂きたいと存じます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

これ以降の進行は事務局にお任せ致します。それでは事務局より配付資料の確認等をお願いいたします。

【樋口事務局長】

事務局長の樋口でございます。よろしくお願いいたします。まず協議会の成立についてですが、本日は議員総数14名中代理も含めまして13名の出席を頂いておりますので本日の協議会が成立していることをご報告いたします。それからオブザーバーの方をお願いがございます。従来から審議中の発言はご遠慮頂いておりますが、今回も同様とさせていただきますのでご理解とご協力をお願いいたします。また、本協議会は公開にて行うこととしております。報道関係の方も最後までいらっしゃることとなりますのであらかじめご承知おきください。

ではまず配付資料の確認をさせていただきます。第7回協議会の配布物として議事次第、座席図、委員名簿、釧路交通圏タクシー準特定地域協議会設置要項改正案の4種類をご用意しております。次に、資料として1から10までがございます。それから第1回準特定地域協議会の配布物としては、座席図、委員名簿、議事次第の3種類

がございます。資料としては公定幅運賃の範囲についてというものが1冊です。不足等ございましたらお知らせください。

なお委員の方々のご紹介ですけれども、代理出席も含め座席図及び委員名簿の配布に替えさせて頂きたいと存じます。ただ、変更のありました方のみをご紹介させていただきます。釧路商工会議所様につきましては清水委員に変更となっています。全自交釧路地域協議会は、諸田委員に変更となります。労働基準監督署は、人事異動によりまして鈴木委員に変更となっています。北海道警察釧路方面本部は、人事異動によりまして高橋委員に変更となっています。最後に釧路運輸支局長ですが、人事異動により寺門に変更となっています。事務局からは以上でございます。近藤会長、よろしく願いいたします。

【近藤会長】

それでは、これから第7回協議会の議事に入らせていただきます。慣例に従いまして、議事の進行は座長に一任したいと思います。寺門座長、よろしく願いいたします。

【寺門座長】

座長を仰せつかっております、寺門です。よろしく願いいたします。本協議会につきましては平成21年10月にタクシー適正化活性化法、正式には特定地域における一般旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法というものが施行されておりました平成21年12月には第1回協議会が開催され、今回で7回目の開催となります。現行特措法では最後の協議会になろうかと思っておりますけれども先ほど会長様よりお話あったとおり先月27日に、改正特措法ということで現行特措法を更に充実させ、供給過剰を一刻も早く解消すること、また利用者の視点でサービスの水準や安全性を更に高めるべきとの考え方を明確に示された改正特措法ということで皆さんには引き続きご協力の方よろしく願い申し上げます。

それでは議題1につきまして事務局より説明お願いいたします。

【樋口事務局長】

それでは釧路交通圏におけます地域計画の進捗状況等について説明をさせていただきます。資料1からご覧ください。資料1では主に法人各社がどのような事業に取り組んでおり、また昨年末での減車がどの程度になったのかを示しております。前回協議会では説明しましたが、24年12月末現在においては既に10%以上の減車を達成しております、そのまま台数としては推移しております。それから個人タクシーとしては若干減少しております。

次に資料2をご覧ください。減車の到達点が当初の予定と比較してどうであったか

を示しております。各社の減車努力の結果、さきほどご説明したとおり、年度末の段階で332から443の間に到達しております。なお資料は昨年末で作成しております。

資料3でございます。釧路を除きます全道の7特定地域の状況を示しております。旭川と帯広が、適正と考えられる車両数に到達したことは前回協議会でご報告しましたが、他の地域については到達していないという状況でございます。

次に資料の4をご覧ください。平成20年度からの車両数の減少に対しまして、日車営収はわずかではあります上昇しております。また24年度においても上昇していることがおわかり頂けると思います。

資料5につきましては平成元年を100として表したものです。日車営収は平成20年度までは輸送人員のグラフと連動して落ちてきていましたけども減車が始めると輸送人員の減に反して増加に転じています。ポイントでいきますと平成15年度の実績まで回復しているといえます。

次に資料6でございます。資料の6では車両1両・1日当たりの収入を示しております。25年度は4月から10月までこの5年間で最高の実績を上げています。現在の運賃に変更したのが22年度の8月でして、ここから大きく伸びているのが判りますが、25年度においては、この日車営収を超えております。運賃改定による増収を超えたということができると思います。

次に資料7です。資料7では、車両1両当たりの実車キロ、つまりお客さんを乗せて走行している距離の変化を示しています。25年度は資料6のようにこの5年間で最高とはいきませんが、10月までは前年を上回っております。

次の資料8では、ここ5年の運送の人員と回数の変化を示しております。上のかたまりが輸送人員、下のかたまりが運送回数でございます。25年度を見ますと、10月までは24年度を上回っていることがわかります。以上簡単ではございましたが特定事業計画の取り組みと事業再構築による実績についてまとめさせていただきました。

【浅利ハイヤー協会事務局長】

続きまして私からは活性化の取り組みにつきましてご報告いたします。資料9の方をご覧くださいまして、前回の第6回の協議会におきまして活性化策としまして夢大地北海道ガイドタクシー、またアンケートによりまして釧路滞在中に期待するものには観光がトップであったということから旅客船ターミナルから観光地までの定額運賃の活性化の取り組みをいたして参りました。前者の夢大地北海道ガイドタクシーにつきましては対応エリアを順次拡大中とのことでございますが、札幌における認定機構事務局が北海道観光振興機構ということでございまして、こちらが地方に出先がないため釧路の場合はどうすべきか今もって検討中でございます。

後者の定額運賃につきまして、こちらにつきましては昨年釧路に寄港いたしました客船、こちらに対しまして7月16日のサンプリンセスの釧路寄港からあわせて4客船同時にタクシーの案内を開設するにいたっております。それで資料をご覧頂きたいと思っておりますけれどもこちらに伴いまして案内所を開設し時間制運賃により観光ルートを試験的に実施してまいりました。その中では観光案内に不慣れな乗務員もいるということが否めない状況でございまして前者の夢大地北海道ガイドタクシー認定にかわる釧路検定での認定者に独自の認定証を交付いたしましてそのインセンティブ策といたしまして旅客船ターミナルの専用乗り場をつくるのも今後の検討策の一つではなかろうかというふうに考えてございます。

以上で活性化策につきましてのご説明を終了いたします。

【寺門座長】

では説明が以上となりました。この資料の1から9についてご質問等お受けしたいと思っております。何かございますでしょうか。

【全自交釧路地域協議会・山下委員代理】

今の運転手の状態はですね、給料が低給のような状態で聞こえるんですね。我々今、タクシー業界は非常に厳しい状態なわけですね。そんな中、今各家庭の車保有台数が2台3台とあって、その他に夜の繁華街に行ってもですね待ちがない。女性のホステスさんに限ってもこれは金曜から土曜日まで、週2日位だけという減っている状態の中で送り迎えをする。また、店自体が送り迎えをするのでそれだけでまた利用客が減るという形が多いです。

我々は三種類の業態がありましてですね、1日と、朝から5時までと、夜の5時から朝の3時までという業態で10時間ですが2時間の休憩がある中でですね、今の状態は皆さん休憩はとってないと思うんですよ。この中には要するに客がないから客待ちの例えばパチンコ屋、ホテルなどその中の待ち時間で実際に食事してる方ほとんどだと思っておりますよ。その中で1人でもお客を乗っけようという形で皆さん頑張っている状態で、1日例えば月曜日とか普段の日働いて、晩5時から朝3時くらいまで5000円という形があると。その半分でいくと2500円。まだまだ低いという状態が、タクシーの状態が多いわけです。だから水準の中に入っても、台数も多いかもしれないですけども、ほとんどが待ってる。後ろの方は2時間待って、乗っても530円、そういうような形が非常に多い。地方の方が来ても今流行の代行で帰るとか、それから家族が迎えにくる、彼氏が迎えにくる。そういうような状態が多いからそうすると1日の日車については減ってくるわけです。そうすると生活保護費よりずっと安い、そこそこの基本給もほとんどあってないようなものですからね。1日稼いでなんぼの状態ですから。だから1ヶ月働くと20数万くらいになってもその半分までいかないんですよ、その

金額で10万そこそこ、それから保険代だ、年金代だと引かれたら、ほんと、今タクシーは厳しい状態でその中でまた休みになって今度はバイトしようっていうことで8勤務9勤務っていうことになって、それでも皆さん頑張っている状況が今のタクシー業界です。

【寺門座長】

今、タクシーの現状について色々聞かせて頂きました。この件について、現状をお伺いしたっていうことでよろしいですか。

【全自交釧路地域協議会・山下委員代理】

はい、そうですね。タクシー業界以外の方がいるので、タクシー業界は厳しいという現状です。

【寺門座長】

ありがとうございます。その他何かありますでしょうか。

【全自交釧路地域協議会・山下委員代理】

すみません、もう一つ言わせて頂いて、これから今度4月消費税があがりますね。JR、バス、郵便ほとんど上がりますけども、ちょっとハイヤー協会さんに聞きたいんですけども、この件に関して消費税に関してはハイヤー協会はどのようなお考えでいるのでしょうか。これが運転手負担になるのであれば困ることです。

【近藤会長】

申し訳ないです。この件についてはまだ具体的に国交省なり北海道運輸局から指示があるわけではありませんので、この場では発言はすることはできません。

【全自交釧路地域協議会・山下委員代理】

はい、わかりました。

【寺門座長】

他ありますでしょうか。もしなければ次に進みたいと思いますが。それでは議題2のほうに移ります。これは特措法の説明になります。引き続き事務局より説明お願いいたします。

【樋口事務局長】

はい。資料10をご覧ください。この資料10につきましてはですね、先月要綱の書面協議させて頂いた時に添付させて頂いた資料でございます。これを見ながらご説

明いたします。昨年11月、議員立法によりまして可決成立しまして、本年1月27日に改正特措法が施行となっております。具体的な改正内容ですけれども、以前のタクシー特措法を、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法と改めまして、準特定地域が新たに創設されました。この資料10の上のですね、括弧書き、タクシーサービス向上安心利用推進法。これは本省の方でこの特措法に対してつけた略称ということらしいです。供給過剰を解消するための仕組みをより効果的なものとするため、現行の特定地域を特定地域と準特定地域という二層構造に改編した上で、供給過剰が発生して弊害の生じている地域を特定地域、発生のおそれのある地域を準特定地域としまして、それぞれ3年の期間限定で地域ごとに、その実情に即して、供給過剰を解消するための効果的な措置の導入となったものでございます。改正前に特定地域であった釧路交通圏のほか、北海道内これまで8ヶ所の特定地域がございましたけれども、新制度においてこれらの地域は全て準特定地域として指定されております。特定地域の指定につきましては、スケジュール的には今後特定地域指定基準の策定が行われまして、この基準等に合致する場合は特定地域に指定されることとなります。従いまして特定地域の制度につきましてはのご説明は本日は省略させていただきます。

このほか主立った改正点につきましてはまず協議会に関してですが、特定地域及び準特定地域においては協議会を組織することとなっております。協議会において色々な方々、中立的な立場の方々が様々な形でご議論をして頂きたいという、それを行政が支えていくこととなります。タクシーが地域の公共交通としての機能を十分に発揮できるように構成員の皆様におかれましてはそのようなお立場であるということをご理解頂きまして協議会に対しましてご理解とご協力を今後ともよろしく願います。

運賃につきましては、公定幅運賃制度が導入されます。過度の値下げ競争に起因した、運転者の所得の低下を防ぐとともに運賃以外のサービスの質の改善や高度化を実現する、となっております。この後の新タクシー協議会におきましてはこの4月から導入されます消費税率引き上げに対応した公定幅運賃に関して、新特措法の規定によりまして、協議会の意見を聞いたうえで、公定幅運賃を公表することとなっております。

協議会の構成員については、地方運輸局長が外れることとなります。理由としましては改正特措法においては、協議会が作成した地域計画を運輸局長が認可することとなるため、認可が独禁法の適用対象外とする上で不可欠となっております。地域計画の作成過程から運輸局長を外す必要があるためこのような措置となっております。今後につきましては釧路運輸支局としましては付帯決議にありますとおり、データ資料等の提供をはじめ協議会の円滑な運営のために必要な支援を行うこととしており今後は、会長の補佐役または秘書役として支援を適宜適切に行うこととしており

ます。

またこのほか衆議院及び参議院の付帯決議としまして行政のみならず事業者に対しての内容も記されておりましてタクシー事業者は、歩合給と固定給のバランスのとれた給与体系の再構築、累進歩合制の廃止、事業に要する経費を運転者に負担させる慣行の見直し等賃金制度等の改善等に努めるとともに、運行の安全を確保し、拘束時間外に運転代行業務に従事すること等により安全な運転をすることができない運転者を乗務させることができないよう万全を期すること、決議がされております。関係のみなさまにおかれましては、これまで以上に運転者へ対する気配り健康面への配慮等に関して、常に目を光らせておいていただきたいのとあわせまして、運転者から発信される情報の収集、会社内部への周知等の方法に関してもさらなる充実をお図りいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上駆け足ではございますけれども本年1月27日に施行となりました、タクシー特措法改正の変更内容についての説明を終了させていただきます。

【寺門座長】

ただいま事務局から改正特措法の説明がありました。タクシー事業は著しい供給過剰、過度な運賃競争、運転者の労働条件の悪化などタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況において、平成20年12月に交通政策審議会からタクシー事業への対策について答申され、タクシーの機能を維持活性化するための所要の措置を講ずるものとして平成21年10月にタクシー適正化・活性化特別措置法が施行されております。

このたび、タクシー事業の供給過剰のさらなる適正化、運転者の労働条件の改善などによる輸送の安全や利用者利便の向上を目的とした改正特措法が先月1月27日に施行されました。法律のねらいは、改正前改正後もタクシー事業の供給過剰を解消して、タクシーの安全性の向上サービス水準の充実を図るというものでございます。非常に駆け足での説明ではございますがご理解頂きますようよろしくお願い申し上げます。

それでは議題3に移ります。釧路交通圏準特定地域協議会設置要綱の改正の承認についてです。引き続き事務局より説明をお願いいたします。

【樋口事務局長】

皆様にお配りしております釧路交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱改正案をごらんください。今回の協議会開催前に要綱改正をお計りしまして、承認を頂いております。それが要綱改正案の右側現行設置要綱になります。この改正はこれまで議論を重ねてきましたこの協議会を改正法における協議会とみなしてもらうための改正でした。みなすための根拠条文につきましては本改正案の最後に添付してあり

ますので後ほどご覧ください。それから本改正案は現行設置要綱を添付しましたモデル要綱に近づける形で作成しております。これも添付してあるので後ほどご覧ください。

それから、本改正案は2月5日に皆さんにお示した案から若干修正してございます。それでは説明させていただきます。まず協議会名ですけども特定地域から準特定地域となったことから、そのまま当てはめております。同様に何カ所か特定から準特定に改正しております。第2条の定義では、要綱内で使わなくなった用語を除き、新たな定義を定めております。第4条におきましては1項でこれまで構成員であった、釧路運輸支局長を除きました。2項では学識者として釧路公立大学経済学部准教授の下山先生を構成員といたします。それから第5条の会長、座長、事務局長の任期は準特定地域に指定された本年1月27日からの3年としました。ここが2月5日の案から修正したところでございます。2月5日当初のものでは今日から三年をしておりましたが、モデル要綱にあわせて②を別立てとしております。5条14項の協議会開催の公表日につきましては今回の公表が14日前当日となったということもありまして、新たな協議会の事務局となるハイヤー協会と相談した結果10日前に短縮しております。この点4条4項の加入・脱退の申出期限5日前とあわせてご意見を頂ければと存じます。それから5条17項には書面協議の条項を設けております。モデル要綱では新規許可・増車に関する意見提出の議決と公定幅運賃に係る意見提出の議決に限っておりまして、本改正案もそのように修正しております。この2つに限るべきかという意見もありましたが、札幌交通圏ではこのまま承認されたということもありまして、そのまま案としております。なお本日承認されましても今後の協議会におきまして、要項改正を議論いただくことも当然可能でございます。

なお本日欠席の委員からは、原案承認と一部修正につきまして会長に一任する旨の委任状をいただいております。以上でございます。

【寺門座長】

ありがとうございます。各委員から質疑を受けたいと思います。何かございますでしょうか。

【釧路市・菊地委員代理】

釧路市の代理人で出席してます菊地と申します。改正案の3ページ、第5条第11項第1号ですが、会長及び座長の選出を議決する場合、第8条と書いてありますがここは、「法」という文字が入るでしょうか。法第8条第1項ということよろしいでしょうか。

そのほか、一点参考までにいいですか。参考までにちょっと教えて頂ければと思うのですが、釧路交通圏と言うあの名前というか名称がついてますけども釧路交通圏という範囲というのはこのメンバーからすると釧路市と釧路町という形になってますが、それ以外というか、その行政区域以外は対象ではないということでしょうか。

【樋口事務局長】

「法」についてはご指摘どおり抜けておりました。修正いたします。釧路市に併合されたところについては釧路交通圏には入っておりません。で、もともとの釧路交通圏は釧路市と釧路町、ということでその時はシンプルな名前だったんですけどもその後音別ですとか阿寒については除く旨釧路交通圏の指定の中で謳っております。

【釧路市・菊地委員代理】

ということは今現在でも釧路市と合併はしたが、阿寒音別は除かれてるという考え方でよろしいでしょうか。

【樋口事務局長】

そうです。

【寺門座長】

そのほか何か質問ありませんでしょうか。

【釧路市・菊地委員代理】

よろしいですか、先ほどの第5条の関係ですが、協議会を開催するにあたり原則として協議会開催日の10日前までという形で先ほど協会と話した中で14日前から10日前までに変更したというお話をされていたと思うのですが、その変更した理由について、なぜ短縮したのか何かあるのでしょうか。

【樋口事務局長】

ご説明でもお話したとおり現行に改正した時に、要するに書面協議したときに、そこで初めて14日というのが入っております。で、これについては基本的に札幌交通圏でまずは案を作っておりますので、それに沿う形で作ったものです。実際にこの協議会を開催する時になりまして、14日前までに公表しようとする相当大変な作業になったということがございまして、まあ今後はどうなるか判りませんが今回の件を踏まえるともうちょっと短くした方がいいのではないかということで10日にします。あと他の地域の改正案も若干みたくんですけども一部のところでは既に最初から10日にしているところもございましてそれをまとめさせて頂きました。

【寺門座長】

よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。

【全自交釧路地域協議会・山下委員代理】

はい、特定地域ですけどもこれは話しを聞くと30万以上の都市ってということで釧路市の場合には30万までいってないのでその件に関しては釧路は当てはまるのでしょうか。

【樋口事務局長】

まずその基準が公にでておりませんので、それについてはまだ判らない状況です。噂されてるところではそういう話しもございますけども、ただ確定したということではございませんので。

【寺門座長】

他ありませんでしょうか。なければご意見色々ありましたですけども要綱の改正案におきましてご了解頂いたということでよろしいでしょうか。ではご意見がないようですので、これから協議会が新しく移っていきますので、その中でも修正が可能になっております。その中でまたご議論頂きたいと思います。本要綱は承認されましたということですのでよろしくお願いいたします。

これで、本協議会第7回予定しておりました議事は全て終了いたしました。なお冒頭事務局から話しがありましたとおり、協議会の議事は公開されることとなっておりますので本日の議事概要につきましては釧路運輸支局・北海道運輸局のホームページで公開いたしますのでご了解頂ければと思います。それでは最後の進行を会長にお願いいたします。

【近藤会長】

はい、寺門座長におかれましては本当に議事進行ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては貴重なご意見ご指摘をたまり誠にありがとうございました。以上をもちまして、第7回の釧路交通圏タクシー特定地域協議会を閉会とさせていただきますが、引き続き第1回釧路交通圏タクシー準特定地域協議会を開催いたしますので、若干の準備の時間をいただきます。